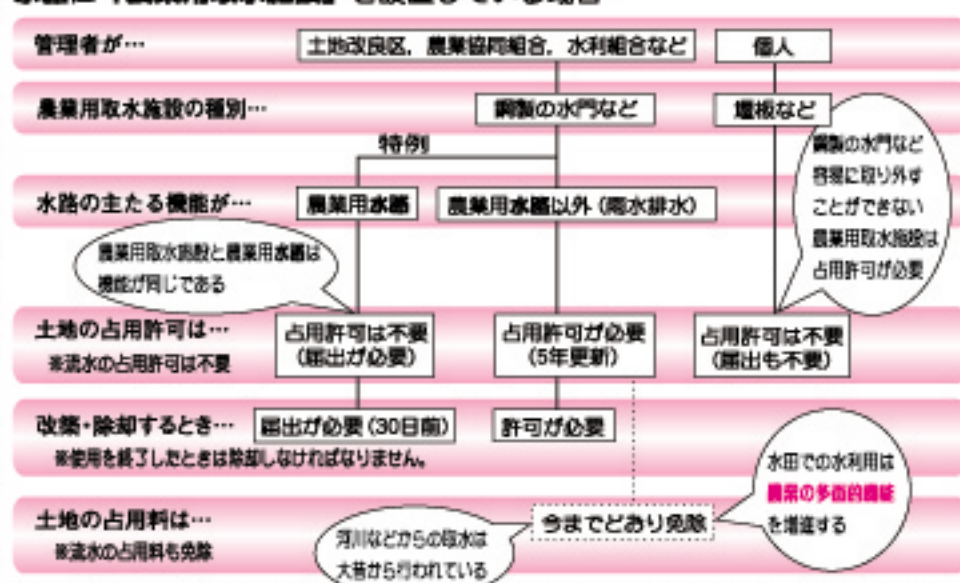


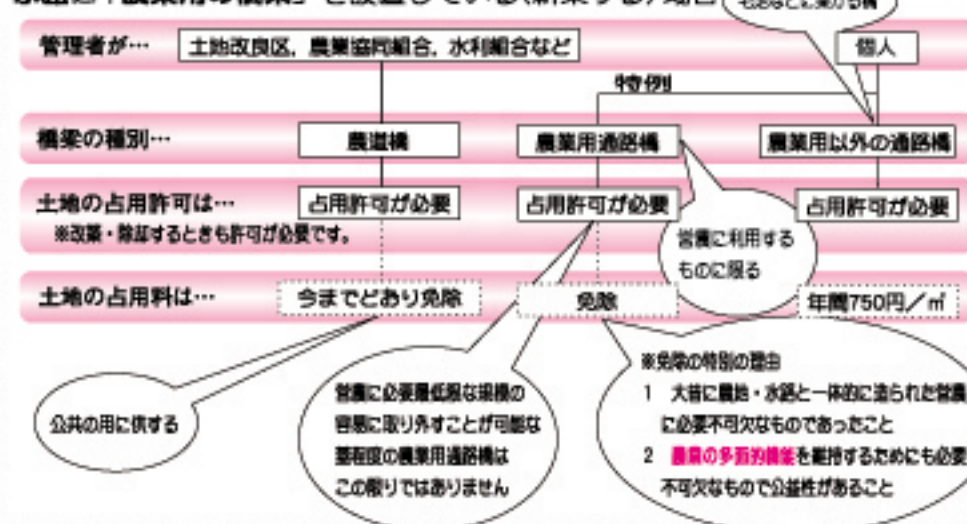
里道と水路の管理

国有財産の里道・水路がこの4月1日に京都市の財産になり、「京都市里道管理条例」「京都市水路等管理条例」を施行します。左の図は、条例に規定する水路の土地の占用許可に関して、水路に「農業用施設」を設置している場合の例を示しています。なお、里道での草刈りや土砂の補充、農業用水路での農業用水の管理など（水門の操作、水路の浚渫や補修など）、農業・林業を営むために通常行われている行為は許可の対象とはなりません。

水路に「農業用取水施設」を設置している場合



水路に「農業用の橋梁」を設置している（新築する）場合



正しい農産物の表示 Q & A

近年、消費者の食の安心・安全に対する関心が高まり、農産物の表示についても、厳格な対応が求められています。

Q「無農薬」の表示はいいの？

A「無農薬」と表示した場合、消費者は一般的に「土壌に残留していた農薬も含め、一切の残留農薬を含まない農産物」と考えてしまいます。そこで、無農薬で栽培したことを表示する場合は、「栽培期間中農薬不使用」など、**だれが見ても明確な表示**を行う必要があります。

×使用状況が分かりにくい

無農薬・無化学肥料
ねぎ
生産者名：○○○

○使用状況が明確

こだわり栽培 ねぎ
栽培期間中に農薬及び化学肥料は使用していません

○○特産 ねぎ
農薬：栽培期間中2回使用（当地慣行6回）
肥料：栽培期間中化学肥料不使用

なお、「栽培期間中」とは、農林水産省のガイドライン（後述）によると、前作の収穫後から当該農産物の調整作業までの期間となります。

Q 罰則はあるの？

A 実際の栽培方法を偽って表示するなど、事実と相違して消費者の購買意欲を誘うような表示を行った場合は、「JAS法」や「不当景品類及び不当表示防止法」により、罰則の対象になることがあります。